

概要 (平成31・32(令和元・2)年度追加)
一般(指名)競争入札参加資格審査申請書の受付について
【共同受付に係る共通審査書類(県外建設企業)】

はじめに

徳島県及び参加市町村(16市町村)は、建設工事に関する入札参加資格審査申請の共同受付を実施します。なお、既に平成31・32年度の入札参加資格を取得している方は、今回の申請は不要です。

【今回、共同受付を行う市町村】

徳島市、阿南市、阿波市、美馬市、三好市、佐那河内村、神山町、牟岐町、美波町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町

徳島県あるいは参加市町村が発注する建設工事の請負契約に係る入札に参加を希望する方は、この「手引き」により作成した「共通審査書類」(4 申請書類)を県の窓口、参加市町村が個別に設定した「個別審査書類」(別添一覧表を参照)を各市町村窓口提出してください。

参加市町村にのみ入札参加を希望し、徳島県には入札参加を希望しない場合でも徳島県に共通審査書類を提出してください。

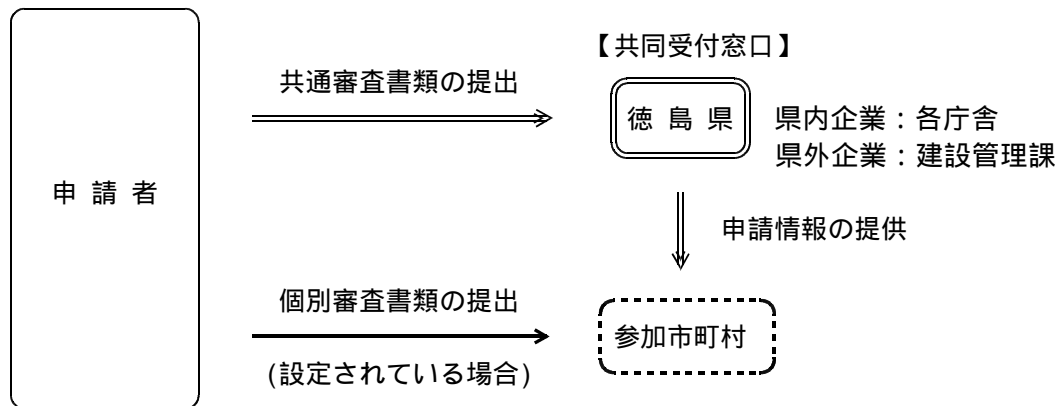
参加市町村ごとに設定された「個別審査書類」は県に提出する必要はありません。

共同受付の詳細は、別添の「共同受付案内」及び「市町村の個別審査書類等一覧表」ファイルを参考にしてください。

那賀町は、県との共同受付は行わず町独自で追加受付を実施します。受付方法等については、直接、同町にお問い合わせください。

また、鳴門市、小松島市、吉野川市、勝浦町、上勝町、石井町、海陽町では、追加受付を実施しません。

【共同受付の流れ】



以下に県に提出する「共通審査書類」の作成要領及び県の入札参加資格に関して記載しています。

1 申請書受付期間及び県の資格有効期間

申請書受付期間(期間中受付分を一括審査)	左の受付分の資格有効期間
令和元年7月1日～31日	令和元年9月1日～令和3年3月31日
令和元年8月1日～31日	令和元年10月1日～令和3年3月31日
令和元年9月1日～30日	令和元年11月1日～令和3年3月31日
令和元年10月1日～31日	令和元年12月1日～令和3年3月31日
令和元年11月1日～30日	令和2年1月1日～令和3年3月31日

期間中の土・日・祝日を除く。

2 申請窓口 徳島県庁 8階 県土整備部 建設管理課 審査担当
(〒770-8570 徳島市万代町1-1)

3 申請方法 郵送あるいは持参による。

4 申請書類 次のとおり。様式ダウンロード先は、
<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/>
各証明書類は申請書提出時の直前3か月以内の発行のものとし、

提出書類一覧表		部数
1	一般（指名）競争入札参加資格審査申請書（建設工事）（県にのみ希望の場合は統一様式で可）	1
2	営業所一覧表（統一様式で可）	1
3	建設業許可申請書、役員等の一覧表（別紙一）、営業所一覧表（別紙二（2））の写し（許可日以降に10業者カード記載事項に変更がある場合は、該当の許可変更届出書も必要。） 許可証明書は不可	1
4	登記事項証明書（法人）身分証明書（個人）（いずれも写し可）	1
5	納税証明書（写し可、国税分。県内に営業所がある場合は県、市町村税分も必要。）	1
6	総合評定値通知書の写し	1
7	社会保険料納入確認（又は証明）書 （原本） （総合評定値通知書の「雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」が「無」となっている場合）	1
8	暴力団排除に関する誓約書	1
9	委任状（ 年間委任する場合 。様式は任意。）	1
10	業者カード（ 徳島県電子申請システムを利用して印刷したもの、申請者控えも持参 ）	1
11	個人住民税に係る特別徴収実施確認書（県内に営業所を有する場合、又は県内に住民票を持つ者を雇用している場合）	1

5 注意事項

- (1) 提出書類（1～9）を順番にファイル（A4版・青色系）綴じし、背表紙には、表題として「平成31・32年度参加資格審査申請書（追加）」と記載し、「商号又は名称」も記入して提出してください。
- (2) No. 10・11「業者カード」「個人住民税に係る特別徴収実施確認書」はクリップ留めし、ファイルとは別に提出してください。
- (3) 各証明書類は申請書提出時の直前3か月以内の発行のものとし、
- (4) **県のみ希望する場合、申請書は「中央公契連統一様式」で代替**することができます。また、申請の手引き及び県様式は徳島県電子入札ホームページからダウンロードすることができます。
- (5) 業者カードは、徳島県電子申請システムによる電子申請が必要です。仮入力したデータを印刷したものについて書類審査を受けた後、電子申請してください。（詳しくは手引き6（10）を参照してください。）
- (6) 県内に営業所を有する場合、又は県内に住民票を持つ者を雇用している場合は、個人住民税に係る特別徴収実施確認書を提出してください。

電子申請システムへのアクセス方法

- ・初めて電子申請システムを利用する場合は、ID登録（電子入札で使用するIDとは別）が必要です。
- ・平成28年度から新システムになっています。平成27年度以前に登録したIDを入力してもシステムには入れません。新たに登録し直してください。
- ・詳しくは画面右上の **ヘルプ** で操作マニュアルを参照してください。
アドレス（<http://www.pref.tokushima.jp/docs/2009012900030/>）（徳島県への申請）へ

6 申請書類の作成方法 様式と合わせ掲載している「申請書作成の手引き」を参照してください。

7 問合せ先

〒770-8570 徳島市万代町1-1

徳島県 県土整備部 建設管理課 審査担当（電話088-621-2519・2624）